

司法書士・行政書士・海事代理士

村井 憲朗

Noriaki Murai



貴社の事業承継準備はお済みでしょうか？

岐阜商工会議所専門家研究会(ぎふ専研)

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家25名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。

1 経営者の交代準備

会員企業様におかれましては、経営者が引退したとき、または経営者にもしものことがあった時に備えた準備はお済みでしょうか？今回は経営者が後継者に無事に事業を引き継がせるための幾つかある方法のひとつとして、全部取得条項付種類株式の発行をご紹介します。

2 全部取得条項付種類株式とは？

2種類以上の種類株式を発行する株式会社において、それらの種類株式毎に株式の全部を株主総会の特別決議をもって取得することができる旨の定款の定めがある種類の株式をいいます(会社法171①、108①七)。かかる全部取得条項付種類株式は会社が種類株式を発行している場合でないと利用できません。通

常、中小企業では普通株式のみを発行する単一株式発行会社であることが殆どですので、まず、株主総会の特別決議(原則、議決権を行使することがができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、当該出席株主の議決権の3分の2以上に当たる多数)によって、定款変更決議として全部取得条項付種類株式の定めを設け、具体的には、種類株式として全部取得条項付種類株式を追加すること、全部取得条項付種類株式を取得する場合の「取得価格の決定方法」を定める必要があります。「取得価格の決定方法」は、実際に全部取得条項付種類株式を株主総会の特別決議で取得決議を行う際に、取得対価の決定方法について何も定めがないとすると、当該株式を有する株主にとって、取得決議に賛成して良いか否かの判断材料がなくなってしまう

うため、少なくとも定款で価格の決定方法を定めておくこととされています。ただ、具体的な価格や内容を定める必要はなく、「取得決議時における会社の財産状況を踏まえ決定するものとする」などの抽象的な定めでも構わないとされています。次に全部取得条項付種類株式を新たに発行することは株式の種類追加となること、既存の一部の種類株式について全部取得条項付種類株式とするは株式の内容の変更となることから全部取得条項を付する種類株式の株主の種類株主総会の特別決議が必要となります。これに対しては反対株主の会社に対する株式買取請求権が認められております。c.f.全部取得条項付種類株式と似て非なるものとして、取得条項付(種類)株式があります。こちらの株式は、単一株式発行会社でもかかる

定めを設けることができますが、その定めを設ける際に(種類)株主全員の同意を必要とします。これに対して取得の際には、取得条項を定めた際に定めた一定の事由が発生すると、特に(種類)株主全員の同意や特別決議を経ることなく、会社が株主から株式を取得することができます。こちらには株式買取請求権は認められていません。

3 全部取得条項付種類株式の利用

実際の手順としましては、①現在発行済みの既存株式を全部取得条項付種類株式に変更すること、②既存の株主に対し、保有株式数に応じて新たに普通株式を発行すること、③①で全部取得条項付種類株式に変更した株式を、株主総会の特別決議により決議して会社がこれを取得すること、④取得の対価として無議決権株式を交付すること、以上の四段階の手順を踏むものです。これにより現経営者が取得した議決権制限株式を後継者でない相続人に取得させ、新規に発行された普通株式を後継者に取得させることにより、事業承継を行います。

この方法によることで、上記②の普通株式の新規発行において、これを有償で行うか、無償で行うか、発行株式数をどのように設定するか、上記④の無議決権株式の交付においては、交付数をどのように設定するか、優先配当をどのように設定す

■株式無償割当てによる例

現 状	経営者 普通株式 1400株	後継者候補 普通株式 200株	その他の株主 普通株式 400株
普通株式全てを全部取得条項付種類株式へ変更	全部取得条項付種類株式1400株	全部取得条項付種類株式200株	全部取得条項付種類株式400株
既存株数に応じて普通株式を発行	全部取得条項付種類株式1400株 普通株式1400株	全部取得条項付種類株式200株 普通株式200株	全部取得条項付種類株式400株 普通株式400株
全部取得条項付種類株式の取得と引換えに同数の無議決権株式を交付	全部取得条項付種類株式1400株 普通株式1400株	全部取得条項付種類株式200株 普通株式200株	無議決権株式400株 普通株式400株
普通株式を後継者候補に、無議決権株式をその他の株主に過贈などの方法で引き渡す	無議決権株式0株 普通株式0株	無議決権株式200株 普通株式1600株	無議決権株式1800株 普通株式400株
引渡し後の議決権割合	0%	80%	20%

るかなど、各点において柔軟な設計が可能であり、設計によっては少ない資金で相対的に無議決権などの議決権制限株式の株式数を多くすることができると、各会社の実情に応じた柔軟な対処をすることが可能となります。また、経営者以外の株主にとっても、原則として把握している会社価値や配当などに不利益に變動を及ぼすことがないため、賛同しやすい利点があります。逆に手続きが若干複雑であること、株主総会の決議などが少なからず必要となること、他、全部取得条項付種類株式の取得決議に反対した株主は会社に対してその保有する株式を公正な価額で買い取ることを請求でき(会社法

4 ねらい

今回紹介した全部取得条項付種類株式を利用した事業承継の方法は、数ある事業承継方法のほんのひとつにすぎません。各事業承継方法には様々なメリット・デメリットが存在します。実際に事業承継を成功させるためには、自社に最も合った事業承継方法を検討して実行するために、専門家にご相談ください。

プロフィール
村井憲朗 むらい のりあき
村井総合法律事務所 所長(司法書士 行政書士 海事代理士)
総合電機メーカーに勤務後、平成24年10月出身地の岐阜市芥見南山に事務所開設。不動産・商業法人登記業務・相続関係業務を中心に140万円以下の民事紛争案件や後見業務、官公署提出書類作成などのワンストップサービスに力を入れ、様々な経験を生かし「依頼者目線」の対応による問題解決をモットーとしている。